

北秋田市プロポーザル方式等による業者選定実施要綱第8条関係

## 秋田内陸線駅管理運営業務委託

## 応募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年12月

北秋田市内陸線再生支援室

# 秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル選定委員会設置要綱

## (目的)

第1条 秋田内陸線駅管理運営業務委託における応募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募型プロポーザル実施要領及び仕様書に基づいて申請された事業者の業務計画書等の提案について、公平かつ適正に審査し、最も優れていると認められる業務計画書等を提出した事業者（以下「契約候補者」）及び次点者を選定することを目的とする。

## (構成)

第2条 選定委員会は次の者で構成する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 財務部長
- (4) 観光文化スポーツ部長
- (5) 外部有識者

## (役員)

第3条 選定委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長

2 委員長は副市長とする。

3 副委員長は総務部長とする。

## (役員の職務)

第4条 委員長は選定委員会の進行を務める。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代理する。

## (審査)

第5条 業務計画書等の審査については、委員が「秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル審査要領」に基づき採点を行い、その点数により契約候補者及び次点者を選定する。

## (委託先の決定)

第6条 選定委員会で選定した事業者については、契約候補者と当市が協議・調整を行ったうえで、北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）の定めに従い契約を締結する。

## (選定委員会事務の担当)

第7条 選定委員会の庶務は、北秋田市総務部内陸線再生支援室が所管する。